

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 29 年 10 月 19 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700100号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700099号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成25年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成25年3月31日になっているが、事業主から、事業縮小に伴い同年3月末日付けで辞めてほしいと言われたので、実際の退職日は同日であり、当該資格喪失日は同年4月1日が正しい。

平成25年3月分の厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求者はA社において平成25年3月31日まで在籍していたと回答していることから、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳（平成25年分）（写）によると、平成25年4月分の給与において、1か月分給与の半分に相当する額を同年4月30日に支給され、当該給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるところ、事業主は、請求者について、同年3月16日から同年3月31日までの給与を同年4月30日に支払っており、同年3月分の厚生年金保険料についても同給与から控除したと回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳（平成 25 年分）（写）において確認できる平成 25 年 3 月分の厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対して誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の同年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。